

## 転 出 届

### (マイナンバーカード又は住民基本台帳カード交付者用)

同時に異動する同一世帯の方のうち、どなたかがマイナンバーカード又は住民基本台帳カードをお持ちの場合は、転出証明書の交付を受ける必要がありません。

転出予定日から30日以内かつ、実際にご住所を移されてから14日以内に転入届をお済ませください。転入届の際にはマイナンバーカード又は住民基本台帳カードを提出し、暗証番号を入力することが必要となります。

また、新住所地で継続利用手続きをされますと、引き続きそのカードを利用いただくことができます。

(あて先) 京都市 区長

届出年月日		年 月 日	届出人	印
転出予定年月日		年 月 日	連絡先 (電話番号)	
住 所	新			世帯 主 氏 名  いま ま で の
	旧			
	フリガナ 氏 名		生年月日	マイナンバーカード又は 住民基本台帳カードの有無
1			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 ・ 無
2			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 ・ 無
3			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 ・ 無
4			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 ・ 無
5			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有 ・ 無

※住民票の転出手続以外は、別途それぞれの転出手続が必要です。

受 付	処 理